

総合科学技術・イノベーション会議が実施する評価の調査検討等の進め方について

【中間評価】

現行案	改正案	コメント
総合科学技術・イノベーション会議が 事前評価を実施した研究開発に対する 中間評価の調査検討等の進め方について	総合科学技術・イノベーション会議の中間評価の調査検討等の進め方について	中間評価の実施が原則実施となったことに伴い、「事前評価を実施した研究開発に対する」の文言を削除
<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成 26 年 5 月 23 日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めた</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成 29 年 7 月 26 日一部改正）（以下、「本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この本会議決定において、事前評価を実施した研究開発について、中間評価を実施することとしている（事前評価において必要ないと認めた場合はこの限りでない）。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価に関する本会議決定」が略語として長いため、「本会議決定」に変更。 ・中間評価の実施が原則実施となったことに伴い、「関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの」を削除 ・一部改正時期が古いため修正

<p>ものについて、中間評価を実施することとしている。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	<p>評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	
	<p>なお、本決定は本会議決定における、『総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発』に準用する。</p>	<p>「指定評価」を行う際も考え方を準用できるよう規定</p>
<p>1. 中間評価の目的</p>	<p>1. 中間評価の目的</p>	
<p>中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日 内閣総理大臣決定)を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。</p>	<p>中間評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果等を踏まえつつ、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、目標達成に向けた推進体制及び方法の妥当性、研究開発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否等を確認することで、評価結果を推進体制の改善や予算配分等に活用することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱的指針の日付を更新 ・フォローアップを廃止したため削除
<p>2. 実施体制</p>	<p>2. 実施体制</p>	
<p>評価の手順</p> <p>中間評価の実施にあたっては、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行った上で、評価専門調査会が評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。</p>	<p>(1) 評価の手順</p> <p>中間評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。</p> <p>評価結果の調査検討に際しては、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の引用例に基づきアラビア数字の次に()付のものに変更 ・評価検討会が廃止れたことを受け、評価専門調査会において関係府省庁の見解等を聴取することを記載。

	結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。	
<p>評価検討会委員の選定</p> <p>評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者(座長として指名した者を含む)及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。</p>	<p>(2) 外部の専門家・有識者等の選定</p> <p>調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の引用例に基づきアラビア数字の次に()付のものに変更 評価専門調査会が廃止されたことを受け、外部の専門家・有識者等の臨時委員の招聘を記載。
3. 調査検討する事項	3. 調査検討する事項	
<p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の中間評価結果等の自己点検結果を活用して行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップ等における中間評価に関する指摘事項への対応状況や、事前評価やそのフォローアップ以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p>	<p>次の基本的な事項について、実施府省庁における中間評価結果等の外部評価及び自己評価結果等により、評価の調査検討を行う。特に、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の指摘事項への対応状況や、事前評価以降における情勢の変化が研究開発に与える影響について確認する。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁単独で評価を閉じている事例もあることから「庁」を追加。 二重評価をさけるため、実施府省の事後評価等の妥当性を確認し、CSTI 個別評価項目としては重複感をさけるよう規定 フォローアップを廃止したため削除
<p>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目</p>	<p>評価対象案件の実施府省における評価方法の妥当性</p> <p>関連する上位の政策・施策等の目標</p>	<p>主な評価項目として実施者体制、研究開発評価体制、研究開発の成果の確認及び検証、アウトカム指標への取組体制などを想定。</p>

<p>標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況 当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関する効果 総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む）の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況</p>	<p>を達成するための道筋を踏まえた中間評価時での成果と目標の達成状況 中間評価以降の成果予定と目標の達成見込み 今後の波及効果の見込み 研究開発マネジメントの妥当性 （ から については、 の実施府省の中間評価結果と重複する部分は除く。）</p>	<p>フォローアップの廃止、評価疲れの解消から、関係府省庁での評価を確認し重複した評価項目はなるべく避ける。（ ） ・上位の政策・施策等上位施策目標を達成するための道筋を確認（ ） ・中間評価時での成果、目標達成状況の確認（ ） ・中間評価から事後評価までにおける成果の見込み、目標の達成見込みの確認（アウトプット目標の達成見込み、アウトカム指標の実現のための取組等）を想定（ ） ・研究開発評価の回数、時間、人の確認、PDCAサイクルの機能を想定（ ） なお、 から については、各府省庁の評価結果に含まれている部分は、 の項目として評価する。</p>
<p>4 . 評価の実施</p>	<p>4 . 評価の実施</p>	
<p>(1) 当該研究開発の見直し要否の判定 3 . の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 ア) 当該研究開発の目標の達成状況 イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み ウ) 研究開発マネジメントの妥当性 などを見極め、これらにより当該研究開</p>	<p>(1) 当該研究開発の要否判定等 3 . の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 実施府省庁による評価方法の妥当性 関連する上位の政策・施策等の目的・目標との整合性の妥当性 アウトカム指標の実現に向けた計画</p>	<p>評価は見直しが前提のものではないことから、評価方法をもとに、良い部分を示して継続を認める、また、研究開発をより加速・充実させるためにフォローすべき部分、研究開発において今後、改善すべき部分を明確にする。これらの総合した結果、成果結果や道筋に基づき、中断・中止（部分的な中断・中止も含む。）についても判定する。</p>

<p>発の加速や、中断・中止を含めた見直しの要否を判定する。</p>	<p>及び体制の妥当性 波及効果見込みの妥当性</p> <p>などを見極め、当該研究開発の継続（研究開発を加速させるためのフォローを含む。）中断・中止（部分的な中断・中止も含む。）を含めた研究開発の要否を判定する。</p>	<p>「ア）当該研究開発の目標の達成状況、イ）科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み」については、3項にすでに掲げているため削除</p>
<p>（２）今後の課題等の検討</p>	<p>（２）今後の課題等の検討</p>	
<p>（１）の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>（１）の結論に基づき、アウトプット指標及びアウトカム指標の視点から、付加すべき事項や改善すべき事項など、今後の課題等を検討する。</p>	<p>今後、研究開発を実施していく課題については、社会実装の研究開発については、より具体性求める観点から、アウトプット指標及びアウトカム指標の視点に分けて課題等を整理</p>
	<p>（３）事後評価の実施時期</p>	
	<p>事後評価の実施時期を決定すること。研究開発が遅延して、事後評価時期が遅れる場合は、報告させること。</p>	<p>中間評価が原則、行うこととなったため、事後評価時期を明記。遅延が生じた場合については、原因を確認し、評価事項と照らして適切だったかどうか等の確認を行うため報告させることを明記。</p>
<p>5. 評価結果の活用</p>	<p>5. 評価結果の活用</p>	
<p>（１）評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、</p>	<p>（１）政策・施策等への活用 評価結果は、総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、</p>	<p>本号のタイトルを付記</p>
<p>研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること</p>	<p>関連する上位の政策・施策等の推進・改善等に活用すること</p>	<p>大綱的指針の改定に基づき「関連施策」を「上</p>

		位の政策・施策等の推進」に修正。
評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関連府省と連携して実施すること	評価を通じて明らかになった実施府省における研究開発推進上の課題等について、同府省が関連府省や研究開発法人等と連携して実施すること	課題等については「改善方策」に限っていないため、削除。 研究開発法人等が直接関与するケースも想定されるため追記。
今後の研究開発における予算配分に反映させること	今後の研究開発における予算配分に反映させること	
等を推進する。	等を推進する。	
(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開する。	(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公開するとともに、報告書を関係省庁に配布する。	関係省庁にも情報を共有させるため評価結果を配布する旨を記載。

【事後評価】

現行案	改正案	コメント
<p>総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議の事後評価の調査検討等の進め方について</p>	<p>「事前評価を実施した研究開発に対する」については、上位通達に基づく当然の規程であるため文言を削除</p>
<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成 26 年 5 月 23 日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発については、事後評価を実施することとしている。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	<p>総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成 27 年 7 月 26 日一部改正）（以下、「本会議決定」という。）を定めている。</p> <p>この本会議決定において、事前評価を実施した研究開発について、事後評価を実施することとしている。</p> <p>これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。</p>	<p>・「評価に関する本会議決定」が略語として長いため、「本会議決定」に変更。</p> <p>・一部改正時期が古いため修正</p>
	<p>なお、本決定は本会議決定における、『総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発』に準用する。</p>	<p>「指定評価」を行う際も考え方を準用できるよう規定</p>

<p>2. 事後評価の目的</p> <p>総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価(以下、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価」という。)は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果やそのフォローアップの結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、担当府省等による当該研究開発成果の施策への活用や、次の段階の研究開発への展開等を促進することを目的として実施する。</p>	<p>1. 事後評価の目的</p> <p>事後評価は、総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価の結果や中間評価の結果等を踏まえた実施状況等を検証し、その結果を公表することにより総合科学技術・イノベーション会議としての説明責任を果たすとともに、今後の政策・施策等に活かし、各府省等の評価の充実化を促進することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱的指針の日付を更新 ・フォローアップを廃止したため削除 ・研究開発成果についてアウトカム指標の実現に向かって、政策・政策等に活かし、評価の充実化の促進を図るように改定
<p>2. 実施時期</p>	<p>2. 実施時期</p>	
<p>総合科学技術・イノベーション会議が実施する事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。</p> <p>なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「評価に関する本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。</p>	<p>事後評価は、対象とする研究開発が終了した翌年度に実施する。</p> <p>なお、研究開発成果の創出や社会・経済等の動向等を踏まえ、当該研究開発に対して終了前に評価することが必要と認められる場合には、「本会議決定」に基づく中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本「進め方」はCSTIが行うべきものであることから、当たり前の文言を削除
<p>3. 実施体制</p>	<p>3. 実施体制</p>	
<p>評価は、評価専門調査会に評価検討会を設置して調査検討を行い、その結果を踏まえて評価専門調査会が評価結果案のとりま</p>	<p>(1) 評価の手順</p> <p>事後評価は、評価専門調査会において調査検討又は及び評価結果案のとりま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検討会が廃止れたことを受け、評価専門調査会において関係府省庁の見解等を聴

<p>とめを行う。それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。</p> <p>評価検討会における評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。</p> <p>評価検討会の委員は、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員の中から評価専門調査会会長が指名した者（座長として指名した者を含む。）及び同会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等とする。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。</p>	<p>めを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議し、決定する。</p> <p>評価結果の調査検討に際しては、その結論等に対する、実施府省の見解等を聴取した上でとりまとめを行う。</p>	<p>取することを規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価と同様に「手順」と「外部の専門家・有識者等の選定」に項を分割
	<p>(2) 外部の専門家・有識者等の選定</p> <p>調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関して、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出することができることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>3 . 調査検討する事項</p>	<p>3 . 調査検討する事項</p>	

<p>評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事後評価結果等の自己点検結果を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p>	<p>次の基本的な事項について、大局的視点を重視して行うとともに、実施府省の外部評価及び自己評価等による事後評価結果の妥当性を踏まえた上で、重複項目をなるべく無くすようにする。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CSTI 独自の評価として、道筋を踏まえつつ、横断的かつ国民視点で評価すると大局的視点を追加。 ・二重評価をさけるため、実施府省の事後評価等の妥当性を確認し、CSTI 個別評価項目としては重複感をさけるよう規定
<p>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況</p> <p>当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況</p> <p>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関する効果</p> <p>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目課題への資源配分などを含む）の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況</p>	<p>評価対象案件の実施府省における事後評価方法の妥当性</p> <p>成果・達成状況から関連する上位の政策・施策等の目標に対しての評価の検証</p> <p>アウトカム指標等の実現に向けた具体的な実行計画及びマネジメント体制（基礎研究を除く）</p> <p>事前評価の結果や中間評価の結果等において指摘した事項への対応状況</p> <p>追跡調査の実施の確認、実施時期（追跡調査を行うこととした場合に限る。）</p> <p>（ から については、 の実施府省の事後評価結果と重複する部分は除く。）</p>	<p>主な評価項目として実施者体制、研究開発評価体制、研究開発の成果の確認及び検証、アウトカム指標への取組体制などを想定。</p> <p>フォローアップの廃止、評価疲れの解消から、関係府省庁での評価を確認し重複した評価項目はなるべく避ける。（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果と達成状況から関連する上位の政策・施策等上位施策の目標に対して評価が妥当であったかの検証を行い、次の研究開発評価に活かす。（ ） ・アウトカム指標の実現に向けて取組む具体的な実施計画及び体制（研究開発後の社会実装化等のスケジュール、実施体制、課題とその対処方法、責任者の明確化、産学官の連携状況など、この場合、必ず国際的環境も含める。）追跡調査（追跡評価は追跡調査を行ったものに対して行うこととする（別途 策

		<p>定))し、を行わない(関連)場合は、成果の波及効果予測とその確認方法を評価。基礎研究は具体的なアウトカム指標の実現は困難であることから除外。()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の CSTI 評価で指摘した事項の取り組みの確認(既に対応されていると中間評価で認められた事前評価の指摘項目を除く)() ・事前評価、中間評価又はステージゲート確認において追跡調査又は追跡評価を行うとされたものは実施時期、調査又は評価の対象者の明確化を検討、追跡調査又は追跡評価の実施が判断されていない場合、事後評価において追跡調査又は追跡評価の実施の有無を検討。また、追跡調査又は追跡評価のいずれをどのように実施していくかも検討。() <p>なお、 から については、各府省庁の評価結果に含まれている部分は、 の項目として評価する。</p>
5 . 評価の実施	5 . 評価の実施	
<p>(1) 当該研究開発の成否の判定 4 . の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 ア) 当該研究開発の目標の達成状況の判定 イ) 科学技術的・社会経済的・国際的な</p>	<p>(1) 当該研究開発の成否の判定 4 . の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて、 実施府省庁による評価方法の妥当性 関連する上位の政策・施策等の目的・</p>	<p>当該研究開発の目標達成状況、マネジメント体制は、各府省庁の評価結果の妥当性に含まれるものであること、今後は当該研究開発事業とは違う体制で社会実装等を行うこととなることからあえて記述しない。</p>

<p>効果の判定又は今後の波及効果の見込み</p> <p>ウ) 研究開発マネジメントの妥当性の判定などを見極め、これらにより当該研究開発の成否を判定する。</p>	<p>目標との整合性の妥当性 アウトカム指標の実現に向けた計画及び体制の妥当性 (追跡調査・評価) また、追跡調査を実施するとした場合は、その時期を明示する。(事前評価、中間評価においてその時期を示している場合は、当該時期の確認)</p>	<p>実施府省庁による事後評価の妥当性を評価する。()</p> <p>事前評価から事後評価まで、上位の政策・施策等の目的・目標らして整合性が取れた評価をしていたか検証し評価する。()</p> <p>実施府省庁による波及効果の見込みについて妥当性等、アウトカム指標に基づいた実施計画及び実施体制の妥当性を評価する。()</p> <p>本研究開発の成果と他省庁や民間で取り組んでいる事業との連携性について意見を加える。(エビデンス等のデータ資料が不可欠のためペンディング) ()</p>
<p>(2) 今後の課題等の検討</p>	<p>(2) 今後の課題等の検討</p>	
<p>(1) の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。</p>	<p>(1) の結論に基づき、付加すべき事項や改善すべき事項など、今後の課題等を検討してとりまとめる。</p>	<p>事後評価の結果をどのようにアウトカム指標の実現に向けた課題や推奨事項、今後の研究開発評価への対応も視点を置いて評価</p>
<p>6 . 評価結果の活用</p>	<p>6 . 評価結果の活用</p>	
<p>(1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、</p> <p>研究開発の特性等に応じてその成果を関連政策・施策に有効に活用すること 評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が実施すること等を促進する。</p>	<p>(1) 評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、</p> <p>評価結果について研究開発の成果を社会実装等実現的なものとするために活用 評価を通じて明らかとなった課題等についての改善方策を同府省が主体となって実施すること</p>	<p>実施府省の大臣に対して、研究開発の成果を社会実装等実現的なものとするために活用することを推進 ()</p> <p>アウトカム指標の実現のためには、関係省庁の連携、産学官又は民間団体の協力も必要であることから、研究開発実施府省が主体となって取り組むことを推進 ()</p>

<p>(2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表する。 ただし、本決定において「総合科学技術・イノベーション会議」とあるのは、必要に応じ、「総合科学技術会議」と読み替えるものとする。</p>	<p>等を促進する。 (2) 評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表するとともに、報告書を関係府省庁に配布する。</p>	<p>関係省庁にも評価結果の情報を共有させるために評価結果を配布することを追記</p>
---	--	---